

平成 18年 3月 1日

各 位

上場会社名 積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 代表者氏名 代表取締役社長 和 田 勇 (コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)

本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号

問合せ先

責任者役職名広報部長氏名山口 英大代表TEL06-6440-3111

### 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 1 日開催の取締役会において、商法第 280 条 / 20 および第 280 条 / 21 の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 18 年 4 月 27 日開催予定の当社第 55 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、取締役および執行役員に対する報酬制度について、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、下記 2. に記載のとおり、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

当社は、今般役員報酬制度の見直しの一環として年功的要素の強い退職慰労金制度を廃止することを決定いたしたく、これに代わる取締役及び執行役員の報酬の一つとして株主価値に連動する株式報酬型ストックオプションの導入をはかろうとするものであります。今後は、当社の取締役及び執行役員に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てていくことを予定しております。

### 2. 新株予約権発行の要領

### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 72,000 株を上限とする。

# (2) 新株予約権の数

72 個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。) は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通 株式の分割または併合を行う場合には、分割または併合の比率に応じ比例的に調整する ものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

# (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## (5) 新株予約権の行使可能期間

平成18年4月28日から平成38年4月27日までの範囲内で、当社取締役会において 決定する。

### (6) その他の新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社および当社連結子会社の取締役(将来当社が委員会等設置会社に移行した場合における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者は以下のア) イ) に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - ア)新株予約権者が平成37年4月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成37年4月28日から平成38年4月27日まで

イ)当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日間

③ 一個の新株予約権を分割して行使することはできないものとする。

### (7) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

### (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の新株予約権の発行については、平成18年4月27日開催予定の当社第55回定時 株主総会において承認可決されることを条件とし、その具体的な発行および割当ての内容 は、同定時株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上